

岩手県告示第673号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成23年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 湯田ダム貯水池周辺及び田瀬ダム貯水池周辺
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年10月8日から平成24年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（航空レーザ測量及び数値地形図（地図情報レベル2500）データ作成）